

NO	提出意見	意見に対する考え方
1	<p>容リ制度の信頼性を維持するため、再商品化義務量算定は容リ制度に整合した妥当な数値でなくてはならず、その算定の元となる「主務大臣が定める再商品化見込量」および「環境大臣が定める分別収集見込総量」も同様に容リ制度に整合した妥当な数値でなくてはならない。</p> <p>「主務大臣が定める再商品化見込量」は単に調査数値を採用するのではなく、当該の数値が容リ制度に整合した妥当なものであるかを吟味したものであるべきである。</p> <p>特に、ガラスびん「その他の色」については、当該の再商品化施設が指定法人の登録事業者のものであるか、当該の数値が登録事業者の施設のみを合算したものであるかを検証し、直近年度の再商品化見込量および指定法人での落札結果に基づく引取契約量と比較して容リ制度に整合した妥当な数値であるかを吟味の上、再商品化見込量を定めるべきである。</p> <p>また、「環境大臣が定める分別収集見込総量」ではガラスびん「その他の色」の量は特定事業者の指定法人への申込量よりも著しく多く、構成比も高いことから、容リ制度に則った自治体のガラスびんの色選別精度の向上と関係省庁による「ただ乗り事業者」対策の厳格化が必要である。</p>	<p>主務大臣が定める再商品化見込量については、指定法人への登録事業者等に対して調査を行った上で算定を行い、容リ制度に整合した数値であることを確認しております。</p> <p>なお、頂いたご意見については、今後の再商品化見込量の算定に当たり参考といたします。</p>
2	<p>容リ制度の信頼性を維持するため、再商品化義務量算定は容リ制度に整合した妥当な数値でなくてはならず、その算定の元となる「主務大臣が定める再商品化見込量」および「環境大臣が定める分別収集見込総量」も同様に容リ制度に整合した妥当な数値でなくてはならない。</p> <p>「主務大臣が定める再商品化見込量」は単に調査数値を採用するのではなく、当該の数値が容リ制度に整合した妥当なものであるかを吟味したものであるべきである。</p> <p>特に、ガラスびん「その他の色」については、当該の再商品化施設が指定法人の登録事業者のものであるか、当該の数値が登録事業者の施設のみを合算したものであるかを検証し、直近年度の再商品化見込量および指定法人での落札結果に基づく引取契約量と比較して容リ制度に整合した妥当な数値であるかを吟味の上、再商品化見込量を定めるべきである。</p> <p>また、「環境大臣が定める分別収集見込総量」ではガラスびん「その他の色」の量は特定事業者の指定法人への申込量よりも著しく多く、構成比も高いことから、容リ制度に則った自治体のガラスびんの色選別精度の向上と関係省庁による「ただ乗り事業者」対策の厳格化が必要である。</p>	<p>主務大臣が定める再商品化見込量については、指定法人への登録事業者等に対して調査を行った上で算定を行い、容リ制度に整合した数値であることを確認しております。</p> <p>なお、頂いたご意見については、今後の再商品化見込量の算定に当たり参考といたします。</p>